

岩手県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年6月3日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1(1) 起業者の名称 岩手県
- (2) 事業の種類 宮古都市計画道路事業3・7・24号津軽石音部線
- (3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県宮古市赤前第15地割	76番8	山林	735㎡	29,405.61㎡	5,364.17㎡	山林	別図に①として赤色で表示する部分

- (4) 土地所有者の氏名及び住所 別紙1のとおり。
- (5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別紙1のとおり。
- (6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年5月26日

- 2(1) 起業者の名称 岩手県
- (2) 事業の種類 宮古都市計画道路事業3・7・24号津軽石音部線
- (3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県宮古市赤前第15地割	不明 ただし、 76番8	不明 ただし、 76番8 山林	不明 ただし、 76番8 735㎡	7,521.89㎡	1,267.46㎡	山林	別図に②として赤色で表示する部分
	又は 76番18	又は 76番18 山林	又は 76番18 1,937㎡				

- (4) 土地所有者の氏名及び住所 別紙2のとおり。
- (5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別紙2のとおり。
- (6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年5月26日

備考 「別図」及び「別紙」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。